

「領収書等」の必要記載事項

政治資金規正法において、政治団体は、それぞれの政治団体の区分に応じて、一定の支出に係る「支出の目的」、「金額」及び「年月日」の3事項を記載した「領収書その他の支出を証する書面」（法律上「領収書等」と定義）を徴収する義務が課されている。

これまでの取組

- 政治資金適正化委員会では、必要記載事項に不備がある領収書等に係る支出について、当該支出の内容を示す請求書等の書類と併せて支出状況の確認に活用できるよう、政治資金監査マニュアルを平成22年9月に改定している。
- 振込明細書に支出の目的が記載されているときは、当該振込明細書の写しをもって「支出の目的を記載した書面」とすることができる政治資金規正法施行規則の改正が行われる予定。

検討の方向性

これまでの取組及び「政治資金適正化委員会における取組及び検討状況についての取りまとめ」（別紙）を踏まえて、

- 【Ⅰ】 法律上の取扱いとしても、会計責任者に徴収、保存、提出義務が課される領収書等について、単一の書面に必要記載事項が記載されていない場合、必要記載事項を補完する他の書面と併せた複数書面でもよいとすること
- 【Ⅱ】 領収書等の必要記載事項として、①支出を受けた者の氏名、②支出を受けた者の住所を追加することについて検討する。

【 I 】

政治資金適正化委員会では、必要記載事項に不備がある領収書等に係る支出について、当該支出の内容を示す請求書等の書類と併せて支出状況の確認に活用できるよう、政治資金監査マニュアルを改定している。

当該取扱いについて、平成 22 年分収支報告に係る政治資金監査報告書についての都道府県選挙管理委員会に対するアンケート調査において質問したところ、以下のとおり回答を得た。

(単位：選管数)

●事務負担はさほど変わらない	41
収支の公開の向上に役立つ取扱いだと思う。	34
(主な理由)	
<ul style="list-style-type: none"> ・領収書等の記載事項の不備について確認できる ・補正の減少による事務負担の軽減に繋がった 	
あまり意味のない取扱いだと思う。	5
(主な理由)	
<ul style="list-style-type: none"> ・不備のある領収書が存在しない ・国会議員関係政治団体に浸透していない ・領収書と請求書等の突合は政治資金監査人が行うものであり、監査を経た領収書等が添付されていれば、請求書等の都道府県選管への提出は必要ない 	

(単位：選管数)

●事務負担が増えた。	6
収支の公開の向上に役立つ取扱いだと思う。	4
(主な理由)	
<ul style="list-style-type: none"> ・収支報告書の公開の向上に役立つと思うが、開示対象文書が増える点で開示請求の際に負担増となる 	
あまり意味のない取扱いだと思う。	2
(主な理由)	
<ul style="list-style-type: none"> ・必要事項に不備がある領収書等であっても、領収書を徴し難かった支出の明細書等により対応可能である 	

この調査結果によると、当該取扱いについて38の選挙管理委員会が「収支の公開の向上に役立つ取扱いだと思う」と認識している一方、41の選挙管理委員会が事務負担についてほとんど変わらないと認識していることから、懸念される事務負担の増大についても許容できる範囲に収まっていると考えられる。

調査結果から、政治資金監査上の当該取扱い（必要記載事項に欠ける領収書等と必要記載事項を補完する他の書面とを併せて政治資金監査で確認し、それらの書面を公開できるようにしていること）は、政治資金の収支の公開の向上に役立つと考えられる。

そこで、法律上の取扱いとして、会計責任者に徴収、保存、提出義務が課される領収書等について、単一の書面に必要記載事項が記載されていない場合、必要記載事項を補完する他の書面と併せた複数書面でもよいことはできないか。

○ 支出を証すべき書面について

政治団体が徴収しなければならない一定の支出に係る「支出の目的、金額及び年月日を記載した領収書その他の支出を証すべき書面」（政治資金規正法第11条第1項）について、支出の目的、金額及び年月日が同一の書面上になければならないとまでは、法律上明記されていない。

一方、支出の目的が領収書等に記載されていない場合に、必要記載事項を補完する書面として、政治資金監査上は、以下のような書面が想定されている。

- ・領収書等に記載された支出に係る請求書・納品書・見積書
- ・利用代金明細書・クレジットカードの月次利用明細書 等

しかしながら、政治資金規正法上、支出の定義から約束ベースの支出が除かれている中で、請求書や見積書を「支出を証すべき書面」として解釈することは現行法上困難とも考えられる。

そこで、例えば、支出の目的が記載されていない領収書等があれば、支出の目的を記載した書面（以下「支出目的書」という。）を併せて提出させることとする制度改正を行うことは考えられないか。この場合、当該支出目的書の保存、提出義務について罰則が適用されること等も踏まえ検討する必要がある。

なお、振込明細書に係る支出目的書については政治資金規正法第12条第2項に規定されているが、関連する政治資金規正法施行規則の改正が予定されているところである。

○ 政治資金規正法施行規則の改正について

政治団体は、収支報告書と併せて

① 領収書等の写し

<領収書等を徴し難い事情があった場合>

② 領収書等を徴し難かった支出の明細書（徴難明細書）

若しくは

③ 支出の目的を記載した書面及び振込明細書の写し
を提出しなければならないと政治資金規正法上規定されている。

これまで、NTTの電話料金を郵便局で支払った場合の払込金受領証については、振込明細書であり、当該振込明細書に係る支出目的書の作成が求められている。

また、NTTと代理受領契約を結んでいるコンビニエンスストアや金融機関で支払った場合の領収書は、目的が記載されていない領収書等となる。

(様式改正前の電話料金払込金受領証【イメージ図】)

コンビニエンスストア等で支払った場合⇒目的が記載されていない領収書等

東日本電信電話株式会社 (払込通知票)	払込受領証兼 収入金領収控	領収証
請求額	請求額	お客さま氏名
お客さま氏名	お客さま氏名	金額
平成 年 月 分	平成 年 月 分	平成 年 月 分
領収日付印	領収日付印	領収日付印

郵便局で支払った場合⇒振込明細書（別様で支出目的書の作成が必要）

先般、NTTにおいて電話料金払込金受領証等の様式が改正され、支出の目的が追加された。

(様式改正後の電話料金払込金受領証【イメージ図】)

コンビニエンスストア等で支払った場合⇒領収書等

東日本電信電話株式会社 (払込通知票)	電話料金等 払込受領証兼 収入金領収控	電話料金等 領収証
請求額	請求額	お客さま氏名
お客さま氏名	お客さま氏名	金額
平成 年 月分	平成 年 月分	平成 年 月分
領収日付印	領収日付印	領収日付印

郵便局で支払った場合⇒振込明細書 (規則改正に伴い、別様での支出目的書作成は不要)

また、一部の政治団体から払込金受領証等について領収書等と同様の取扱いとできないかという指摘があったこと及び当委員会におけるこれまでの議論を踏まえて、政治資金課において政治資金規正法施行規則の改正が行われることとなった。

(改正案)

振込明細書に支出の目的が記載されているときは、当該振込明細書の写しをもって「支出の目的を記載した書面」とすることができることとする。

【改正後の政治資金規正法施行規則第 10 条第 2 項】

法第 12 条第 2 項に規定する領収書等を徴し難かった旨並びに支出の目的、金額及び年月日を記載した書面並びに振込明細書の写しに併せて提出する支出の目的を記載した書面は、それぞれ別記第 8 号様式及び別記第 8 号様式の 2 によるものとする。ただし、振込明細書に支出の目的が記載されているときは、当該振込明細書の写しをもって、支出の目的を記載した書面とすることができる。

この改正が行われることで、振込明細書に支出の目的が記載されていれば別様で当該振込明細書に係る支出目的書を作成することが不要となり、事務負担が軽減される。

また、支出の目的が記載された振込明細書については、収支報告書に併せて当該振込明細書の写しを提出することとなり、領収書等と同様の取扱いがされることになる。

【Ⅱ】

領収書等の必要記載事項として、①支出を受けた者の氏名、②支出を受けた者の住所を追加することについては、

- ・会計責任者は、領収書等と突合しながら会計帳簿を作成できる
- ・登録政治資金監査人は、領収書等と突合しながら会計帳簿を確認できる等のメリットが考えられるが、

一方で

- ・必要記載事項を増加させることは、記載不備がある領収書等の増加につながる可能性があり、領収書等が公表されずに会計責任者等が作成した徴難明細書に記載される支出が増加することが考えられる。これは、政治資金の収支の公開の観点から問題があるのではないか
- ・支出を受けた者の住所が記載されていない領収書等は相当程度流通している（資料C参照）
- ・そもそも住所については、会計帳簿への住所の記載をどうするかという点が議論になっている（次回委員会で検討予定）

等の論点がある。

なお、法人税法では、連結法人や青色申告法人に「帳簿書類を備え付けてこれにその取引等を記録し、かつ、当該帳簿書類を保存しなければならない。」という義務規定はあるものの、領収書等を保存しなければならないとの規定はない。また、法人税法では、商慣習上、通常記載されているものとして、金額、年月日、発行者の氏名、住所、あて名、印紙等を挙げているものの、領収書等の要件は明示されていない。

この論点については、領収書等への氏名・住所の記載を義務付けることで政治資金の支出の状況がより明確になるという観点と、記載不備のある領収書等を増加させずになるべく領収書等を公開していくという観点を比較衡量し、慎重に検討することが必要ではないか。